

様式A 利益相反管理基準

- ・黄色(記載)と水色(プルダウンで選択)のセルについて入力してください(全て入力必須項目です。入力すると白色になります)。
- ・「研究課題」の入力内容は、様式B～Eにも反映されます。
- ・「所属機関」、「立場」及び「氏名」の入力内容は、様式Bにも反映されます。

日付	平成30年12月10日
所属機関	霞が関大学
立場	研究代表医師
氏名	厚労 太郎
利用基準	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨基準

■作成に当たっての留意事項
 黄色(記載)と水色(プルダウンで選択)のセルについて入力してください。

研究課題：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに関する臨床研究

・「立場」について、次のとおり選択してください。
 多施設共同で行う研究の場合:研究代表医師
 単施設で行う研究の場合:研究責任医師

・「利用基準」について、次のとおり選択してください。
 あらかじめ入力されている基準を採用する場合:推奨基準
 あらかじめ入力されている基準と異なる基準を用いる場合:推奨基準以外
 (なお、あらかじめ入力されている推奨基準は、必要最低限の基準として推奨されています。)

基準 1	<p>研究責任医師は、次に掲げる事項について、研究計画書及び説明文書に記載し、研究結果開示すること。</p> <p>① 規則第21条第1項第1号に規定する関与(研究に対する関与)として、次に掲げる関与が有る場合には、その内容</p> <p>ア 医薬品等製造販売業者(臨床研究における医薬品等を製造販売し、又はしようとする医薬品等製造販売業者以外の医薬品等製造販売業者からの臨床研究に使用する物品(医薬品、医療機器、機材、試料等)、施設等の無償又は相当程度に安価で提供すること)</p> <p>イ 製薬企業等からの臨床研究に係る役務(データの生成・固定・解析に関与する業務(データ入力、データ管理、効果安全性試験者リクルート、監査等)の無償又は相当程度に安価での提供</p> <p>ただし、臨床研究に用いる医薬品等を製造販売し、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者(以下「特役務(以下「特定役務」という。)については、相当程度に安価ではない有償での提供を含む。</p> <p>エ 製薬企業等に在籍している者及び過去2年間在籍していた者の臨床研究への従事</p> <p>② 規則第21条第1項第2号に規定する関与(研究者等個人に対する関与)として、次に掲げる関与(利益相反の申告年)に該当する者(以下「利益相反申告者」という。)について、当該臨床研究を実施するに当たって、当該利益相反申告者が当該臨床研究に提供する寄附講座等の所屬</p> <p>ウ 利益相反申告者又は利益相反申告者と生計を同じにする配偶者及びその一親等の親族(親・子)(以下「利益相反申告者等」という。)に対する対象薬剤製薬企業等からの年間合計100万円以上の個人的利益(給与・講演・原稿執筆・コンサルティング・知的所有権・贈答・接遇等による収入をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 利益相反申告者等の対象薬剤製薬企業等の役員(株式会社の代表取締役・取締役、合同会社の代表者等代表権限を有する者及び監査役をいう。以下同じ。)への就任。</p> <p>オ 利益相反申告者等における対象薬剤製薬企業等の株式(公開株式にあっては5%以上、未公開株式にあっては1株以上、新株予約権にあっては1個以上)の保有又は対象薬剤製薬企業等への出資</p> <p>カ その他の利益相反申告者等に対する対象薬剤製薬企業等の関与</p> <p>例えば、親講座として対象薬剤製薬企業等の寄附講座の受入れをしている場合や、利益相反申告者等が本研究に関する知的財産権に関与している場合等をいう。</p>
基準 2	本研究について、対象薬剤製薬企業等から研究資金等の提供を受ける場合は、法第32条に基づき必要な契約を締結すること。
基準 3	研究責任医師(多施設共同研究にあっては、研究代表医師をいう。以下基準3において同じ。)は、研究開始後、新たに本研究に関与(基準3①の関与をいう。)する企業が生じた場合には、利益相反管理計画(様式E)を再度作成し、認定臨床研究審査委員会の意見を聴くこと。また、利益相反申告者は、対象薬剤製薬企業等からの関与(基準1②の関与をいう。)に変更があった場合には、研究者利益相反自己申告書(様式C)を再度作成し、医療機関の管理者又は所属機関の長の確認を受けること。その際、当該確認の結果、申告内容が基準4～基準8に該当する場合には、研究責任医師は、利益相反管理計画(様式E)を再度作成し、認定臨床研究審査委員会の意見を聴くこと。また、定期報告の際に最新の状況を適切に報告すること。
基準 4	<p>利益相反の申告年度及びその前年度において、以下のいずれか該当する者は、原則として、研究責任医師にならないこと。</p> <p>① 対象薬剤製薬企業等の寄附講座に所屬し、かつ当該対象薬剤製薬企業等が拠出した資金で給与を得ている。</p> <p>② 対象薬剤製薬企業等から、年間合計250万円以上の個人的利益を得ている。</p> <p>③ 対象薬剤製薬企業等の役員に就任している。</p> <p>④ 対象薬剤製薬企業等の株式(公開株式にあっては5%以上、未公開株式にあっては1株以上、新株予約権にあっては1個以上)を保有している。</p> <p>⑤ 臨床研究に用いる医薬品等(医薬品等製造販売業者が製造販売し、又はしようとするものに限る。)に関する知的財産権に関与している。</p>
基準 5	基準4の①～⑤の要件に該当する者が研究責任医師となる場合には、研究期間中に監査を受けること。ただし、この場合であってもデータ管理、効果安全性評価委員会への参画、モニタリング及び統計・解析に関与する業務には従事しないこと。
基準 6	研究責任医師は、生計を同じにする自身の配偶者や一親等の親族が、基準4の②～⑤に該当する場合、データ管理、効果安全性評価委員会への参画、モニタリング及び統計・解析に関与する業務には従事しないこと。
基準 7	研究分担医師は、基準4の①～⑤に該当する場合、データ管理、効果安全性評価委員会への参画、モニタリング及び統計・解析に関与する業務には従事しないこと。
基準 8	研究責任医師は、対象薬剤製薬企業等に在籍している者及び過去2年間在籍していた者が研究に従事する場合、原則としてこれらの者に被験者のリクルート、データ管理、効果安全性評価委員会への参画、モニタリング及び統計・解析に関与する業務には従事させないこと。ただし、必要がある場合には、データ管理又は統計・解析に関与する業務には従事させて差し支えないが、その場合、研究期間中に監査を受けること。